

～市内3高校の在り方について考えよう～

「3高校の未来を考える会」を開催します

特色を有する高等学校が3つ存在することは丹波篠山市の大きな財産です。しかし、市内の中学生が市外の高校への進学を希望する割合が増加し、市内3高校への進学率も減少しています。そこで、市では、市内3高校の今後の在り方考える「市内高等学校在り方検討会」を設置し、協議を重ねてきました。今回は、市内高校に係る取り組みや在り方検討会の設置に至った経緯、検討会での意見などについて、市民の皆さんにお知らせするとともに、共に考えていきたいと思います。

問い合わせ 総務課 ☎552-5111

「3高校の未来を考える会」開催日程

2月6日(火)から23日(金)まで市内の5地域で、考える会を開催します。

「市内高等学校在り方検討会」の設置の経緯や検討会での意見を丁寧に説明し、皆さんのご意見をお聞きします。どうぞ、気軽にお越しください。

問い合わせ
総務課 ☎552-5111

日時	地区	会場
2月6日(火) 19時～	西紀地区	西紀老人福祉センター・健康教育ホール
2月8日(木) 19時～	丹南地区	丹南健康福祉センター・研修室
2月14日(水) 19時～	今田地区	今田まちづくりセンター・集会室
2月16日(金) 19時～	城東・多紀地区	城東公民館・第一研修室
2月23日(金・祝) 13時～	篠山地区	丹波篠山市民センター・催事場①②

近年、市内の中学生が市外の高校への進学を希望する割合が増加する傾向にあり、市内の高等学校においては入学希望者が募集定員に満たない状況が続いています。市では市内で安心して高等学校教育までを受けられる環境を守っていくために、路線バスルートの見直しを行ったほか、高等学校の魅力づくりへの支援や市広報紙への特集記事の掲載、地元進学を啓発するポスター掲示などに取り組んできました。

このようなか、令和4年3月に兵庫県教育委員会において、県立高等学校教育改革第三次実施計画が策定され、県立高校の発展的統合が進められることになりました。そこで、市もその動向を注視しながら、市内3高校の将来の在り方について考える「市内高等学校在り方検討会」を設置しました。

今後には市内5地域で、市内高校に係る取り組みや、在り方検討会の設置に至った経緯、検討会での意見などについて、考える会を開催し、市民の皆さんと意見交換を行います。

市の方に参画をいただき協議を開始しました。分科会では、各委員から子どもたちから見て選択される高校は②地域から見た望ましい高校は③望ましい適正な高校数は④項目について意見をいただき、全体会で報告を行いました。



市内高等学校在り方検討会での意見(中間報告)

1 子どもたちから見て選択される高校は

- 1 自分に合った進学・就職先が選択でき、進学をめざした勉強や希望する仕事に就くための専門的な知識や技術を学ぶことができる
- 2 希望する部活動が充実し、選択できる
- 3 明るく、楽しい雰囲気がある
- 4 学校行事、制服、修学旅行先、他校との交流なども魅力

2 地域から見た望ましい高校は

- 1 地域資源を活用して、地域文化の継承や地域と連携した取り組みを行い、地域を支える人材を育成している
- 2 生徒に活気や元気があり、あいさつ等のマナーが良い
- 3 勉強やスポーツ、部活などで活躍している
- 4 地域の活気の源である

3 望ましい適正な高校数は

- 1 現状の3校を維持することが理想的であるが、定員割れの状況や将来の子どもの状況、兵庫県教育委員会の高校教育改革方針からみて維持することは難しく、現実的ではない
- 2 統合を考えると、篠山鳳鳴高校と「篠山産業高校+篠山東雲高校」、「篠山鳳鳴高校+篠山産業高校」と篠山東雲高校の2校といった方法が考えられるが、2校にしたとしても、その何年か後には、今回と同様の問題が生じることが目に見えている
- 3 将来を見据えて3校の特色は残しつつ、3校を統合して新たな総合学校(県立高校)を設置し、いろいろなことが学べ、勉強・部活・ボランティア・地域活動もでき、活気があり、魅力ある学校をめざしていくべきである(多数意見)
- 4 以上に対し、同窓会は高校の発展を願い活動している。母校愛は強く、3校とも残していくべきであるとの強い意見もある

県立高等学校教育改革第三次実施計画(抜粋)

県立高等学校(全日制)の望ましい規模と配置

【基本的な方向性】

少子化にあっても、多様で活力ある教育活動を維持するために、

- ・普通科・総合学科で1学年6～8学級
- ・職業学科の単独校で1学年3学級以上

の望ましい規模となるよう、原則、発展的統合によりその規模を確保し、配置を検討する。

一方、発展的統合を行わず、現行の規模等を維持する学校の中で、1学年1学級となった学校においては、入学者が生徒定員の2分の1(20人)に満たない状況が2年続き、その後も生徒数の増加が見込めない場合は、原則として募集を停止する。

兵庫県内125の全日制県立高校のうち、28校を統合して13校に再編します。

2028年度は12校を6校に再編予定で、対象校はその3年前に公表されます。

- ・阪神地域 = 2校 → 1校
- ・丹有地域 = 4校 → 2校
- ・東播磨地域 = 2校 → 1校
- ・中播磨地域 = 2校 → 1校
- ・西播磨地域 = 2校 → 1校



丹波篠山市地域公共交通計画(案)

募集期間
1月22日(月)～2月21日(水)

問い合わせ 創造都市課 ☎552-5106

全国的に人口減少・高齢化が進行しており、公共交通の利用者減少や、ドライバーの確保などが課題となっている一方で、高齢者などの通院や買い物の手段として公共交通が求められています。

そこで、従来の鉄道やバス、タクシー、自家所有有償旅客運送といった既存の公共交通サービスを活用した上で、必要に応じてその他の多様な輸送資源を活用して、利用しやすく、持続可能な公共交通サービスのあり方を検討し、本計画として策定します。



提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名を記入の上、右記に提出、または担当課まで持参

メール sozotoshi_div@city.sasayama.hyogo.jp
FAX 079-556-5665
郵送 〒669-2397 丹波篠山市北新町41
丹波篠山市公共交通会議事務局 創造都市課あて

丹波篠山市

多文化共生推進基本方針(案)

募集期間
1月22日(月)～2月21日(水)

問い合わせ 地域振興課 ☎552-5112

国籍や民族、生活習慣などの互いの文化や背景を尊重し、ともに支え合い、誰もが安心して住みやすい多様性が生かされた、豊かで活力ある多文化共生社会の実現をめざすため、基本方針を策定します。



提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名を記入の上、右記に提出、または担当課まで持参

メール siminkyodo_div@city.sasayama.hyogo.jp
FAX 079-554-2332
郵送 〒669-2397 丹波篠山市北新町41 地域振興課あて

丹波篠山市

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)

募集期間
1月22日(月)～2月21日(水)

問い合わせ 農村環境課 ☎552-5013

市は、令和4年に気候の危機的な状況を市民や事業者と共有し、ともに気候変動対策に取り組むため、市議会とともに「気候非常事態宣言」を表明しました。

本計画は、市全体の温室効果ガスの排出抑制などを推進するための総合的な計画です。削減目標を設定し、目標達成に向けた取り組み方針と重点的な取り組みを示して「2050年ゼロカーボン」の実現に向けたロードマップとします。



提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名を記入の上、右記に提出、または担当課まで持参

メール kankyo_div@city.sasayama.hyogo.jp
FAX 079-552-0619
郵送 〒669-2397 丹波篠山市北新町41 農村環境課あて

パブリックコメント募集

Public Comment



パブリックコメント制度とは、市が重要な政策や計画を定めようとしている場合に、あらかじめ公表して、広く市民の皆さんから意見を募集し、それらを考慮した上で最終的な意思決定を行う制度です。

提出できる方

- ・市内在住、在勤、在学、または活動や事業を営む方
- ・市に対して納税義務のある方
- ・各計画などに利害関係のある方

閲覧場所

- ・本庁(各担当課)
- ・各支所
- ・市ホームページ

意見の公表項目

- ・提出意見の概要
- ・提出意見への回答(ただし、意見に対する個別の回答は行いません)
- ・計画などを修正した場合の修正内容

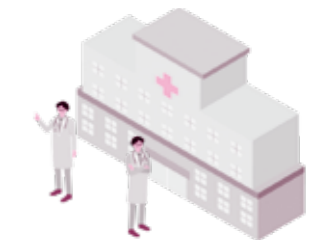
※提出された意見の原稿などは返却しませんのでご了承ください。

保健福祉に係る各種計画(案)

募集期間
2月1日(木)～3月1日(金)

保健福祉に係る各種計画の計画期間が終了するため、次期計画の策定を行います。各計画の概要は次のとおりです。

問い合わせ 長寿福祉課 ☎552-5346、社会福祉課 ☎552-7102



第4期地域福祉計画(長寿福祉課)

計画期間 令和6～10年度

社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定するものです。また、成年後見制度利用促進基本計画、重層的支援体制整備事業実施計画を包含して策定します。

高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(長寿福祉課)

計画期間 令和6～8年度

介護保険法および老人福祉法に基づき策定するもので、介護サービスや施設整備、高齢者に係る各種施策を計画するものです。

障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画・

第3期障がい児福祉計画(社会福祉課)

計画期間 令和6～11年度

障害者基本法に基づく「障がい者基本計画」と障害者総合支援法および児童福祉法に基づく「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」を策定するもので、障がい福祉施策の基本的な方針、障がい福祉サービスの実施に関して計画します。

提出方法

任意の様式に意見、住所、氏名を記入の上、右記に提出、または長寿福祉課・社会福祉課まで持参

メール chojufuku_div@city.sasayama.hyogo.jp
FAX 079-554-2332
郵送 〒669-2397 丹波篠山市北新町41 長寿福祉課あて